

企業の社会的責任による森林管理の現状と課題

○小林克己（東京農業大学大学院）・宮林茂幸（東京農業大学）

はじめに

2008年現在、地球環境問題を考慮した「企業の社会的責任（以下、CSR）」が注目されている。CSR活動の中には、森林を対象とした活動も多くみられる。そして、その活動は極めて多岐にわたっており、活動の主体や対象地、連携手法やパートナーの種類なども様々である。そこで本報告は、企業による森づくりを典型的に整理し、なぜ森林整備を行う理由を明らかにすることを目的とするものである。具体的には、山梨県小菅村で行われている企業の森づくりを事例とし、受け入れ地域の態勢整備について考察する。

調査方法

まず、CSR活動における企業の森づくりの類型化を行ったうえで、都道府県が行っている企業の森、「法人の森林」を中心に資本の規模や地域性などについて整理する。次に、企業の森づくりを受け入れている地域の受け皿の手法と課題に関して、山梨県北都留郡小菅村、北都留森林組合、多摩川源流大学、多摩川源流研究所に聞き取り調査を実施して考察する。

結果と考察

企業の森づくりは、大きく分けて①資金提供型、②社員派遣型、③産官連携型、④NPO協働型、⑤社員ボランティア支援型、⑥イベント主催型の6つに分類することができる。しかしながら、実際はこれらを組み合わせて行っている場合も少なくない。企業の森づくりの特徴としては、大手企業が複数の箇所で、しかも比較的大面積で実施している場合が多い。

企業がCSR活動として森林整備を行う理由は、1つには更なる利潤拡大である。企業は、森林を利用したCSR活動を行うことにより、企業のイメージアップ・企業価値の向上を図り、それによってステークホルダーを確保することができる。2つには、社会の要求に対して社会の一員である企業が、その要求に応えるためである。このように、企業が森林を利用したCSR活動を行う理由は、企業の更なる利潤拡大と地域社会の一員としての責任という二面性があることが言える。

次に、企業の森づくりの受け入れ側である山梨県北都留郡小菅村は、今日の山村において負担になっている村おこしや森林整備を企業に担ってもらうことを期待している。また、企業が森づくりのPRをすることによって村のPRにもなっている。また、森林組合においては、村おこしや活性化事業との連携が薄く、従来の補助金と同様な形態となっていることが少なくない。

以上のことから、CSR活動による森林整備の課題を整理すると次のようになる。

1つは、企業の森づくりを地域の村おこしや森林整備の促進として進めているが、村民の当該活動への参加や理解に関しては疑問が残る。そこで、広く地域住民を巻き込んだ活動へ展開していく必要がある。2つには、企業の森づくりは一般的に契約期間が短いため、対象地の長期的な森林整備計画を検討したうえで行う必要がある。3つには、経済状況によって企業の支援が縮小ないしは撤退する可能性があり、地域が主体となった発展可能な活動へ展開する必要がある。

(連絡先:小林克己 small-forest_keia23@hotmail.co.jp)

CSR（企業の社会的責任）による森林活動の継続性について

鳥越悠佑・興柁克久（九大）

はじめに

近年、多くの企業がCSRの一環として森林活動に取り組む動きがみられる。CSRとは、企業は自社の利益追求のみでなく企業活動による様々なステークホルダー（利害関係者）への影響にも責任を果たすべき、とする考え方である。現状では、このCSRの考え方は国や地域によって大きく異なる。国内においてもCSRは共通認識がないまま言葉が広がっており、言葉の使用者によってCSRという言葉の捉え方は異なっている。本報告では、以下のようにCSRを捉えて考察を行う。

CSRには法令遵守、情報公開、社会貢献活動などの様々な領域の活動が含まれる。森林活動は社会貢献活動の領域となる。そして、CSRによる社会貢献活動は、「慈善活動」と「社会への投資」の二つに分けられる。「慈善活動」は企業が社会貢献活動を通じて、その活動の受益者に一方的に還元することである。すなわち、社会貢献活動に対してのリターンを期待しない。対して、「社会への投資」は何らかのリターンを意図するものである。しかし、社会貢献活動を通じて活動の受益者に還元することは「慈善活動」と同様である。⁽¹⁾

CSRによる森林活動の多くは「慈善活動」であると考えられる。現状では、活動が行われた森林自体の評価方法は数多く議論されているが、企業にとっての活動による経営的リターンは明示されていないからである。「慈善活動」であることの問題点は、経営者の恣意や財務状況に左右されやすいことである。よって、現在のCSRによる森林活動は一時の流行で終わる可能性が高い。

本報告はCSRとして森林活動を行っている企業を対象として、森林活動による企業にとっての経営的リターンを明示する基本的枠組みを示す。それにより、CSRによる森林活動を「慈善活動」から「社会への投資」へのシフトが可能であると考えられる。本報告では、1例として2006年度から森林活動を行っているK社を事例に取り上げ、実際の経営的リターンを考察する。

結果と考察

K社は家具メーカーである。森林活動への動機は、環境対応への様々な方法を試みる中で、森林活動からリターンの一つである木材を製品に利用できることが大きい。K社が関わることで得られたFSC認証を、森林からの材による製品のブランディングに利用する予定である。また、森林を社員対象のイベントの場として利用されており、福利厚生として成り立っている。さらに、ホームページやCSR報告書からのステークホルダーへのPRも行われている。

以上の調査結果より、K社は①製品への利用を通じてのブランディング、②社員の福利厚生、③企業イメージの向上、という経営的リターンがみられた。

引用文献

(1) 伊吹英子「CSR経営戦略」東洋経済新報社、2005年、46～84項

(連絡先：鳥越悠佑 yusuke118@ffp.kyushu-u.ac.jp)

企業の CSR 活動としての森づくり活動の現状と課題 東証一部上場企業を中心に

上田ゆかり（北海道大）

はじめに

CSR の急速な浸透と自治体・行政の努力により、2004 年度以降 CSR 活動の一環・社会貢献活動として森づくり活動を行う企業が急増した。しかし CSR、企業の森づくり活動にはそれぞれ課題も多い。特に近年では企業の森づくり活動が急増したがゆえに、手法確立によるマンネリ化やブームとして終焉してしまうことなどが新たに懸念されており、企業の森づくり活動は大きな流れになりつつも、活動の継続性や森林管理の点での妥当性に不安があるといえる。そこで本研究では企業の森づくり活動の現状を把握し、個別事例研究を通じて、企業の参画を促す局面から活動の継続・内容の充実を考える局面を迎えつつある現在の課題を整理する。

調査対象

日本では CSR は大企業主導で展開されてきたため、一般に大企業ほど取り組みが進んでいる。上場企業は株主からの利益還元を強く要求されているため、社会貢献活動を行う正当性の確保が中小・非上場企業よりも難しい面があるものの、その動向が経済界・社会に及ぼす影響は大きい。そこで本研究では東証一部上場企業（2007 年度末上場企業：1,727 社）を調査対象とする。

研究方法

東証一部上場企業全体の動向を把握するため CSR 報告書、環境社会報告書等 2007 年度版報告書（主に 2006.4～2007.3 の活動掲載）および各社 HP を確認した。また、森づくり活動開始のきっかけ、参画事業選択理由、満足度、要望、今後の方針等を明らかにするため個別に聞き取り調査・参与観察を行った。

全体の動向

現在行われている企業の森づくり活動は主に海外植林、都道府県等の企業の森づくり事業に参画、「法人の森林」等国の事業に参画、地域・団体の事業に参画、社有林保全・活用、寄附活動等である。業種別に見ると、紙・パルプ、飲料水、建設等森林との関連性が高い業種、電力・ガス、石油・石炭等エネルギー関連の業種では森づくり活動が盛んである。これら業種の企業は社有林を持っていることが多く、社有林保全・活用を行っているほか、あわせて都道府県の事業に参画するなどしていることが多い。また鉄鋼・非金属業では鉱山跡地保全、小売業では寄附・募金活動が多いなどの特徴が見られた。その他の業種では都道府県や地域の森づくり事業に参画しているものが多く、自治体の取組みが企業の森づくり活動を支えていることがわかった。なお個別事例については当日報告する。

（連絡先：上田ゆかり ueda-y@for.agr.hokudai.ac.jp）

森林環境税を巡る諸論点

石崎涼子（森林総研）

森林整備に関わる施策の財源とするために追加的な税負担を課す、いわゆる森林環境税は2008年度現在で既に過半の県が導入しており、都道府県による森林整備施策を支える一制度として定着しつつある。森林環境税を巡っては、財政学や環境経済学の研究者を中心に様々な議論が展開されている。本報告では、近年の森林環境税に関わる研究レビューを通じて多様な分野の研究者による森林整備施策のあり方や財源調達に関する議論を整理するとともに森林環境税を巡る論点を明らかにしたい。

森林環境税を巡る議論のなかで最も広範にみられるのは、「参加型税制」としての積極的な評価である。課税そのものや税収を活用した施策の是非よりも、森林整備のための新たな税負担の必要性を住民に対して問い、森林保全に対する住民の関心を高めるとともに、住民参加によって政策を展開するというプロセス自体に大きな意義があるとする考え方である。また、森林環境税の仕組みを都市と山村の地域間連携として評価する論者もあり、この点をもって社会関係資本の形成を目指した投資だと評価する論者もいる⁽¹⁾。森林環境税のプロセスに関する評価は、制度的な枠組みを評価したものや高知県や神奈川県のような特定の事例を調査したうえで評価したものが多く、一方、両県以外の県における税の検討・評価過程の検証からは住民参加が必ずしも十分に機能していない事例も指摘されており⁽²⁾、「参加型」の内実に関する更なる実証的研究が求められる。

論者によって解釈が大きく異なるのは、都道府県による税創設を如何に捉えるかである。環境経済学や財政学などの立場からは、受益と負担の関係や税原則の観点から都道府県レベルでの課税が妥当であり必然性があるとする見方が多い⁽³⁾のに対して、林政学や農林経済、行政担当者などには、国による負担を長期的に展望しつつ過渡的な方策として都道府県レベルでの税負担を位置づける見解がみられる⁽⁴⁾。こうした意見の相違は、国による環境税創設など今後の森林に関わる政策を巡る国と地方自治体の関係のあり方に関わる論点として注視する必要があるだろう。

引用文献

- (1)松下京平・湯浅耕太・飯國芳明「社会関係資本への投資と地方環境税 —高知県森林環境税の現状と課題—」『環境情報科学論文集』18、189-194 頁など。
- (2)岡田久仁子『環境と分権の森林管理 イギリスの経験・日本の課題』日本林業調査会、2007年および石崎涼子「都道府県の森林環境政策にみる公私分担」金澤史男編『公私分担と公共政策』日本経済評論社、2008年、267-286 頁。
- (3)諸富徹「森林環境税の課税根拠と制度設計」日本地方財政学会編『分権型社会の制度設計』、勁草書房、2005年、65-81 頁など。
- (4)秋山孝臣「森林環境税とその森林環境および林業における意義」『農林金融』58(2)、2005年、32-44 頁など。

(連絡先：石崎涼子 ryokoi@ffpri.affrc.go.jp)

森林環境税の実施過程と評価システムに関する研究

杉本健輔（北海道大）

はじめに

地方分権一括法以降、2003年の高知県を筆頭として現在までに29県でいわゆる森林環境税が導入されている。各県とも導入後5年ほどで税制の見直し期を設定しており、早期に導入した県は税制の評価・見直しの段階を迎えつつある。

本研究では森林環境税を導入した県が、どのようにして県民の理解を踏まえながら、施策の選定・実行・評価・見直しを行っているのか、その現状と課題を明らかにする。

調査方法

全国の森林環境税導入県の動向を把握した上で、見直し期を迎えた先行事例である高知、鳥取、岡山の3県に加え、施策の評価について独自の仕組みを取り入れている神奈川県を対象として、個別事例研究を行った。個別事例研究では資料収集と聞き取り調査を行った。

結果と考察

全国的な傾向として以下のことが挙げられる。まず、森林環境税の用途に関しては、「県民の意識醸成」と公益的機能の増進を目的とした「荒廃人工林の間伐」という用途に絞られていることが多い。評価・見直しに関しては、単年度ごとに事業を見直しているほか、約5年で税制の全体的な見直し期を設定している。しかし、事業評価については、事業量などの提示にとどまっており、公益的機能をどれだけ増進させたかという成果を説明できていない。よって、税制の見直しでも成果を踏まえた客観的な見直しができないまま、延長や改正が決められているのが現状である。

高知県と鳥取県では当初、人工林間伐と意識醸成という目的に用途が絞り込まれていたが、見直し期に野生動物対策や竹林整備などへと用途を拡大させてきた。岡山県では当初から税の用途を広範に認めており、担い手対策などを含めた幅広い事業を行ってきた。神奈川県では水源涵養機能の増進を目的とした事業に用途を絞っているが、県民からは担い手対策等の必要性が叫ばれており、次期への見直しが注目される。

森林環境税は導入後の実施過程においても、県内の状況を反映して制度が改正されてきており、国による一元的な施策には無い、地方による独自施策の長所が発揮されているといえる。しかし、岡山県では用途が広範に認められているがゆえに、一般財源を補うために森林環境税を充当しようとする動きが見られる。こうしたことにより、税による事業と一般財源による事業との住み分けが曖昧になり、超過課税の説明責任を果たせなくなることが懸念される。さらに、限られた財源の中で施策の効果をあげるには事業の選択と集中が必要であるが、用途の拡大はこれに逆行する面もある。必要に応じて用途を拡大する一方で、用途の絞り込みを行っていく必要がある。

（連絡先：杉本健輔 sugi-ken@for.agr.hokudai.ac.jp）

地域森林整備における「施業共同化」の成立条件と意義 —群馬県西毛地区を事例として—

星野 真有美 (東大院農)

1. 研究の背景：日本の森林所有の特徴として、零細分散な所有形態を挙げることができる。これまで、このような所有形態の克服のため、様々な政策が試みられてきたものの、大きな成果は得られないまま現在に至っている(笠松・泉, 1994)。しかし、近年の所有者の高齢化や技術の高度化、後継者の林業離れなどの理由で、近年「施業共同化」が新たな意味を持ちつつある。すなわち、自力での施業が困難な森林所有者の林地を取りまとめ、材価の低迷の中でも少ない所有者負担での森林整備を目指す「施業共同化」である。

2. 問題意識と目的：「共同化」の鍵となる地域の「合意形成」の醸成までには、森林組合の働きかけと森林所有者の意識の喚起が不可欠であると予想される。そこで本研究では、「合意形成」に至るまでの両者の変化のプロセスを明らかにすることを目的とする。これまで、森林組合の「共同化」の取組に関する研究(栗栖, 2008)や所有者意識に関する研究(林・野田・溝口, 2004)はあるものの、両者の立場から調査した研究は少ないと言える。

3. 方法：団地化による集団間伐に関する福島(1985)の研究蓄積のある下仁田町森林組合、近年全森連の「施業プランナー研修」のモデル組合となった多野東部森林組合が存在する群馬県西毛地区を対象地として選定した。方法は以下である。①西毛地区の森林組合への聞き取り調査より「施業共同化」の取組状況を類型化する。②類型ごとに森林所有者に対して質問票調査を行い、各自の属性や合意形成の場である座談会への参加頻度等と委託意思との関連を探る。

4. 結果と考察：聞き取りより明らかになった、西毛地区の代表的な組合の取組状況を表1に示す。右表より、組合によって座談会の開催状況や位置づけが異なることが明らかになった。座談会は団地内の合意を形成する上で重要な場だと考えられる。したがって座談会に注目することで、合意形成の方法別に組合を3つに類型化し、①所有者中心型、②組合中心型、③組合所有者間型とした。口頭発表では、類型ごとに行なった所有者への質問票調査の結果も発表予定である。

(連絡先：星野 真有美 mayumi-h@fr.a.u-tokyo.ac.jp)

表1. 各組合の「施業共同化」取組状況(聞き取りより筆者作成)

森林組合		下仁田町森林組合	多野東部森林組合	碓氷川森林組合
組合員所有面積		8938	8205	5867
組合員数(人)		1469	1043(1583)*	1086(1088)*
組合員の割合(%)		46.6	40.9	43.4
所有面積平均		6.1	5.2	5.4
これまでの事業内容		昭和40年の合併当時から林地を団地化し、作業道開設と施業集団化に取り組んできた(「下仁田方式」)。	収益の9割を占めていた利用事業が年々減少してきたため、新たな事業量確保の必要があった。	以前から大規模所有者の受託を行ってきたが、今回の事業で初めて本格的な小規模所有者の取りまとめを行った。
取組開始時期		昭和40年ごろから	平成19年度	平成19年度
取組きっかけ		S40:合併により、事業量の確保が急務に。団共制度を利用し集団間伐推進。	H18:日吉町における研修(県単事業)、Jフォレスター研修(農林中金)	H19:県森連より打診。H20:全森連の「施業プランナー」研修参加。
これまでの取組状況		団共制度を利用し、道づくりと集団間伐で林産事業に力を入れてきた。	H19:全森連の「施業プランナー研修」のモデル組合に。H19:二団地を設定し、施業も開始。	H19:二団地を設定したが、予想以上に多くの所有者をまとめることに成功した。
座談会開催状況	集落単位	新しい事業が始まる際に、管内を4地区に分けて、集落単位で座談会を開催(不定期)。	10年ほど前から管内を5地区に分けて年一回の集落座談会を開催(定期)。	新しい事業がある場合は、公民館等で所有者に対する説明会を開催(不定期)。
	施業団地単位	団地ごとに中心となる所有者を決め、属地的な座談会を開催。	団地ごとに組合主催の事業説明会を行い、事業に対する合意形成を図る。	去年は座談会を行わず、電話による連絡で所有者を取りまとめた。今後は開催予定。
合意形成の方法		所有者中心	組合中心	組合と所有者間

*組合員数 () 内は準組合員を含めた人数

大分県における伐採後の植林放棄対策の取り組みと意義

堀靖人・山田茂樹(森林総研)

はじめに

大分県では、最近、顕著になってきた皆伐後の植林放棄に対する対策に取り組んでいる。その背景として同県では「伐採跡地の適確な更新を確保するための行動計画」において2003年に皆伐跡地の把握を行った後、2007年にも同調査を実施し、植林が行われていない実態を把握した。その結果、何らかの対策が必要であるという結論にいたった。とくに2006年に森林環境税を導入し、多面的な機能を発揮できる森林の整備をすすめると県行政が県民に約束する一方で、県民に対して新たな負担をを強いることになった。このことが、皆伐跡地の植林放棄問題の解決が一層重要視された背景であった。

対応策として、重点がおかれたのは、森林法の適正・厳格な運用である。具体的には、第一に制度の周知徹底、第二に地域森林計画による規制の明確化である。第一に関しては県の指導の一環といえ、第二がより踏み込んだ対策であった。すなわち、地域森林計画に新たな指導事項を盛り込んだことである。中でも象徴的な点として、1箇所あたりの伐採面積の上限を普通林にあっても「原則として概ね20haを越えない規模」という事項を新たに設けた。

本報告では、こうした大分県の植林放棄問題に対する対策の意義と今後の課題について検討する。

研究の方法

大分県農林水産部林務管理課、同県南部振興局、南部振興局管内のS市林務係の担当者からの聞き取り調査と、関係資料の収集を行い、皆伐後の植林放棄の実態、対策に至った背景、対策の内容とその効果と意義、今後の課題について検討する。

なお、今回はあくまで行政サイドの視点に立った分析であり、それらの対策に対する素材生産業者サイドの分析は行っていない。これについては今後の課題としたい。

結果と考察

大分県の植林放棄対策の意義として、第一に新生産システムモデル事業をはじめとした木材利用が推進される一方で、皆伐に対する規制がきわめて曖昧であった。こうしたもとで皆伐面積に対する規定を明確にした点があげられる。第二に地域森林計画の中で皆伐可能な面積を明確に示すやり方は、森林法改正や条例制定などに頼らなくても法的な拘束力を持たせうる有効で現実的な方法である点である。

課題としては、事前の伐採届けの周知、皆伐地の把握など、行政による森林の見回り管理、森林所有者や素材生産事業者への指導体制の強化が必要であること、植林放棄につながらない立木価格の維持確保といった対策が長期的に必要となることがあげられる。

(連絡先：堀靖人 horijias@affrc.go.jp)

林業経営統計調査からみた世帯、支出、および所得

林雅秀(森林総研東北)・山本伸幸(森林総研)

林業経営統計調査の概要

林業経営統計調査は農林水産省統計部が行う調査で、2001年度までの林家経済調査を引き継いで20ha以上の林家を対象として、林業経営の収支に関わってきわめて詳細な項目が設けられている。筆者らは林業経営体の経営行動とその規程要因を解明する目的で、同統計の個票の目的外使用申請を行い、2002～2005年度の4年分のマイクロデータの利用している。本報告では、これまでの分析から明らかとなった世帯構成、林業支出、および林業所得のそれぞれの特徴を基本統計量によって紹介し、さらにこれら3者の相互の関連について検討を加えることとしたい。

同統計調査の対象は20ha以上の林家とされているものの、20ha以上50ha未満の林家は抽出基準が異なるため分析対象から除外し、今回は50ha以上の林家のみを分析対象とした。分析に先立って、標本の特徴の把握、外れ値の処理などの判断の参考とするために、地方農政事務所統計部の担当者にインタビューを行い情報を収集した。こうした情報も参照しながら分析を進めた。なお、4年分のデータが揃う290件の林家を今回の分析対象としたものの、本要旨中の分析結果はすべて2002年のデータのみに基づいている。

統計制度改革の下、同調査も2010年までに調査方法の合理化が予定されている(山本 2006)。マイクロデータ分析を通して、同調査の有用性についても議論したい。

結果の概要

林家の世帯員数について、1人の世帯は全体で4件と少なく、2人の世帯が81件ともっとも多かった。また、世帯員数と年齢に基づいて世代数を算出した結果、3世代が同居する林家が121件ともっとも多かった。標本抽出の際、林業生産活動から退出した林家は調査対象から除外されているため、世代数が減少したり、独居世帯となったりした場合、林家が林業生産活動から退出することが上の結果に反映されていると考えられる。なお、世代数が多いほど保有山林面積が小さい傾向が認められた($p < 0.05$, F 値)。

林業関連の支出には、金銭による直接的な支出と自家労働提供を含むものとする。金銭的な林業関連支出に関して、世代数による差は認められなかった($p > 0.05$, F 値)。一方、自家労働投下時間については世代数による差が認められ($p < 0.01$, F 値)、1世代の林家では自家労働投下時間が少なかった。

林業所得を保有規模別にみると、平均値に差は認められなかったもの($p > 0.05$, F 値)、200ha以上の大規模層はとくに分散が大きいことが分かった。世代数別でも平均値に差は認められなかった($p > 0.05$, F 値)。林業所得に農業所得とその他の自営業所得を加えた自営業所得合計でも世代数による差は認められなかった($p > 0.05$, F 値)。一方で、世代数が多いほど雇われ兼業の世帯員が多いことから、多世代で構成される林家では、若い世代の世帯員の兼業収入が世帯全体の所得に占める役割が大きいものと考えられた。

引用文献

山本伸幸「統計制度改革下、逆風の中の林野統計」『山林』1470号、2006年、58～67頁

(連絡先: 林雅秀 masahaya@ffpri.affrc.go.jp)

群馬県下仁田地域における市場のニーズに合わせた 林業経営の可能性に対する一考察

吉野聡（東農大院）・佐藤孝吉（東農大）・箕輪光博（大日本山林会）

はじめに

立木価格の低迷から林業経営もコストパフォーマンスを考える必要が出てきた。コストパフォーマンスとは、作業に必要なコストとその作業を実行するためのパフォーマンスを比較することを意味する。ニーズを把握し、無駄な労力を省きコストを下げることによりコストパフォーマンスは高まる。育林技術を通して変化させることの出来る立木の因子としては、節や年輪幅などの材質がある。そこで本研究では、まず材質に関するニーズを把握し、ついで市場のニーズに合わせた林業経営の可能性について考察する。

ニーズ（needs）とは

マーケティングにおいて基本となる概念で、ウォンツ（wants）と同義のもとして使われることが多い。厳密な違いとして、ニーズというのは消費者に欠如しており、そのため消費者が欲しいと思う抽象的なものを、他方ウォンツはニーズを具体的な商品の形にしたものをさす。消費者のニーズを満たすように生産者はウォンツを提供することになる。

調査地概要

本研究の調査地は、群馬県西毛地域内の甘楽郡（甘楽町、下仁田町、南牧村）、安中市、藤岡市、富岡市である。本研究では便宜上これら4つの地域を合わせて下仁田地域と呼ぶことにする。群馬県には、素材市場が6つあるがそのうちの4つが下仁田地域にある。また、群馬県全体では169社の製材業者が存在し、その約半数にあたる86社が下仁田地域で操業している。

調査方法

群馬県下仁田地域におけるニーズを把握するために、下仁田地域における製材業者（86社）と原木市場（4社）にアンケートとインタビューを行った。

結果と考察

商品となる製材品や工場の規模など製材業の条件によってニーズが違うことが判明した。つまり、製材業者の多様性が地域のニーズの多様性につながると考えられる。また、材質において曲がりを最も重要視する製材業者が多い傾向がある。素材市場は曲がりや材の色を重要視する傾向がある。

多様なニーズは林業経営に様々な可能性を与え、経営に柔軟性を持たせることができるので必要である。多様な製材業者を残して多様なニーズを残すためにも林業経営も個人的な枠を超えて地域が共存可能な地域林業経営へと変化していく必要がある。

（連絡先：吉野聡 63070014@nodai.ac.jp）

久万林業地における森林所有者の施業意向

○牧野耕輔・松本美香・藤原三夫（愛媛大）

はじめに

中予山岳流域では、平成 17 年度より始まった新生産システム事業の川下の基盤強化に対応するため、国産材の生産量拡大を目指し、川上の施業団地形成を推進している。本地域は平成 8 年より施業団地の形成に向けた取組を行っているが、①自営意識の高い森林所有者が多く存在していること⁽¹⁾、②施業団地形成主体の方針が定まっていなかったことの 2 つの側面により進展していなかった。①については自営意識の高い本地域の中でも特に林業に積極的な林業研究グループを対象にしたアンケート調査結果を行い、②については方針から具体的な活動に至るまで直接的に関与した。これらにより、今後の施業団地拡大に向けての突破口を探る。

調査方法

施業団地に消極的と言われる自営意識が高い林業研究グループの意向を把握するため、平成 18 年に無記名回答の郵送法でアンケート調査を実施した。

結果と考察

調査回答者 93 名の内、施業団地への参加意向に対する回答が得られた 40 名の結果を基に、Ⅰ層；参加意向あり、Ⅱ層；費用負担無し又は収益が発生するならば参加する、Ⅲ層；参加意向無しに 3 区分したところ、所得構造と林業労働力の構成に特徴が現れた。Ⅰ層は農・林・給与所得の複合経営型、Ⅱ層は農林複合経営と年金を中心とした高齢農家林家型、Ⅲ層はⅠ層同様であった。現在の林業労働力構成は、Ⅰ・Ⅱ層は約 58% を自家労働力に依存しながらも、直庸や森林組合等に施業委託を行っているのに対し、Ⅲ層は 83.3% を自家労働力で賄っていた。森林面積 20ha 以上の所有者が多く含まれているⅠ層と、自家労働力の限界から労働力の外部化を進めているⅡ層の農家林家は施業団地形成に理解を示しているのに対し、平均年齢が 67.9 歳と高齢ながらも自家労働力中心の林業経営を行っているⅢ層は施業団地に対し否定的であることが分かった。そこで、団地施業の参加意向への回答が得られなかった 32 名についてみたところ、所得構造及び林業労働力ともにⅡ層に類似していた。また、団地形成事業について「知っている」が 15.6%、「知らない」が 84.4% であり、当流域で大多数を占める高齢農家林家への認知が不十分であることが分かった。従って、①自家労働力の限界による林業経営意向の変化への対応、②施業団地事業の認知度向上、③施業団地形成による低コスト化、山元への収益還元等により、Ⅱ層を中心とした参加者の獲得は十分可能と考える。施業団地形成主体である久万林業活性化センターは流域全体から参加者を募り、希望者の多い箇所を核とした工区設定を開始した。目標施業面積は 600ha/年であり、次年度は更に目標面積を拡大させる計画である。

引用文献

- (1)笠松浩樹『森林施業の共同化』の現段階—中予山岳流域からの報告—『林業経済研究』vol.43 No2(1997)

(連絡先：牧野耕輔 makino@agr.ehime-u.ac.jp)

都市隣接地林家の担い手像 とよた森林学校受講者を事例に

安藤直彦（京都大院）

はじめに

都市（DID 地区）隣接地の小規模林家では、担い手の多くが恒常的勤務につき、林業活動が低調になると言われる。とくに後継者の不在が問題になっている。愛知県豊田市では市主催の森林学校に、「素人山主森林経営講座」（以下山主講座と略す）を開講し、年々受講者の増加をみている。本研究の目的は講座参加者を対象に現在および将来の林業活動への関わり方を調査し、当該地域における林家の担い手像（担い手および施業方針）を明らかにすることである。

調査方法

過去3回の山主講座受講者40名にアンケートを配布し、23名から回答を得た（回答率58%）。調査は受講者の所有山林の現在の担い手、手入れの状態、境界の認識状況、将来の担い手、施業の方針などと、受講の動機、居住地域、山林作業の経験などを関連づけて設問をした。

結果と考察

現在の担い手：本人及び/又は親13名57%、組合委託が6名26%、手入れせず4名である。

保育の状況；境界認識：所有山林の手入れについては「十分してある」2、「一応してある」13で合計65%が「一応」以上手入れしている。また、境界認識については認識しているが3、ほぼ認識が11で合計61%がほぼ認識以上；4割は親、近隣者でないと分からないとしている。

今後の保育の担い手：本人11、組合全面委託3、組合委託だが一部は自分でやる2、同じく管理は自分でやりたい6、その他1である。

将来の施業方針については長伐期施業12で過半数、混交林化7、皆伐して広葉樹化2である。受講の動機との関連では広義の家産管理（親の後を継ぐなど含む）とした層は長伐期志向（69%）であるのに対し、社会責任（山林荒廃、環境問題）とした層は混交林化がやや多い（60%）。また現在の担い手が本人を含む家族のグループでは長伐期が多い（62%）のに対し、他のグループでは回答が分散している。居住地域との関係では地元居住者の長伐期志向に対し、市外居住者では混交林志向が強い。前者が家産管理志向であり、後者は社会責任志向ともいえる。

回答者の43%が住む旧豊田市は恒常的勤務者の多い「トヨタ城下町」であり、また、農林業センサスによると用材販売林家は61戸中1戸（1.6%）と全国平均5%を大きく下回る林業不活性地域といえる。しかし、アンケートでは今後の担い手を本人としたのが半数近くの11名（旧豊田市在住者だけでみると10名中6名）あり、管理は自分でやるなどとした7名を合わせた78%がなんらかの参加志向である。この数字は山主講座参加者という高関心層である点を考慮しても、小規模林家の林業経営離れという通説に疑問を抱かせるものである。しかも、今後の担い手を本人とした11名中5名は講座での経験が初の山仕事であったし、また11名中6名は30～50代である。これらは後継者不在という通説に対する明らかな反証となり得る。また、長伐期施業志向が家族・本人を担い手とする層に多いことは将来の林業収益を見込んだ林業経営志向を意味し、当面見返りのない労力投入を厭わない意思が見て取れる。

まとめ：アンケート回答者のほぼ半数が自分で山仕事をするとし、またその層の多くは長伐期施業志向である。このことは「林家の林業離れ」の定説に一石を投ずるものとして注目される。

（連絡先：安藤直彦 naoan32@gmail.com）

林業雇用労働者の定着 -2005年国勢調査に見る林業雇用改善の課題-

藤掛一郎（宮崎大）

はじめに

林業労働者の減少は50年代（西暦下2桁表示）後半から長く続いているが、90年代には各種施策の効果や経済情勢の変化から新規就業が増えるなどし、減少率は低下した。その後、03年には緑の雇用が始まり、新規就業者の確保が一段と進んだにもかかわらず、05年国勢調査結果によると、00年代前半の林業労働者の減少率は一転して大きく悪化した。本報告では、05年国勢調査結果を分析し、林業労働の現状を探る。

結果と考察

(1)全般

林業労働者数は00年代前半に67千人から47千人へ減少した。減少率は31%であり、60年代前半の40%減に次ぐ、大きな減少率となった。この00年代前半の減少で特徴的なことは、90年代に好転していた若年層のコーホート変化率が再び悪化したことである。90年代の前後半は、44歳以下のコーホート変化率（5歳括り）は全て正であったが、00年代前半には25歳以上のコーホート変化率が全て負に転じた。木材価格の一層の落ち込みなどが影響し、若年層が林業の職場に定着できなかったのではないかと考えられた。

(2)雇用労働と自営労働

林業労働者を雇用と自営に分けた場合、特に雇用労働者について00年代前半のコーホート変化率が低く、職場への定着が難しかったことが窺われた。その結果、05年には雇用労働者比率は67%と最低を記録した。しかし、若年層に占める雇用労働者比率は高く、いずれ今以上に雇用労働に頼らざるを得ない時代が来ると思われ、雇用労働の確保は重要な課題であると考えられた。

(3)労働者の生活

林業労働者の都会居住化が進行している。05年には林業労働者の17%、若年雇用労働者（44歳以下）に限れば31%が、人口集中地区に住んでいた。このことは林業雇用労働者、特に若年層の労働移動性を高める要因となっているかも知れない。

既婚率は全産業で低落傾向にあるが、特に林業では深刻である。林業の45～49歳層の既婚率は00年以降、全産業中最低水準にある。05年は84%であった。これは、他産業と比べ、林業では安定した生活を望むことが難しいことを示している可能性がある。

おわりに

働き方の多様化、不況化の雇用情勢、また緑の雇用などの施策によって、林業に一定の新規就業者の流入が期待できるようにはなった。しかし、依然として雇用は不安定で、厳しい雇用条件の下で、一旦林業に入職した若者が定着できないでいるのではないかと推察された。

（連絡先：藤掛一郎 fujikake@cc.miyazaki-u.ac.jp）